

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

対象契約	<p>納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金や年金の受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。）。</p> <p>(1)「個人年金保険料控除」の対象となる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のすべての要件を満たす基本契約 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">年金受取人</td><td>年金受取人が「ご契約者本人」または「配偶者」であること</td></tr> <tr> <td>保険料の払込期間</td><td>払込期間が10年以上で、定期的に払い込みを行うもの (一時払をしたときは対象となりません。)</td></tr> <tr> <td>年金支払期間</td><td> 次のいずれかであること ①年金支払開始日における年金受取人の年齢が満60歳以上で、かつ、10年以上にわたり定期的に年金の支払いが行われるもの ②年金受取人の生存している期間にわたり、定期的に年金の支払いが行われるもの </td></tr> </tbody> </table> <p>(2)「一般生命保険料控除」の対象となる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記(1)(表)の要件を満たさない基本契約 <p>(3)「介護医療保険料控除」の対象となる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●無配当総合医療特約(R04)を付加したときのその特約部分 <p style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">●無配当災害特約および無配当傷害医療特約(R04)は生命保険料控除の対象外です。</p>	年金受取人	年金受取人が「ご契約者本人」または「配偶者」であること	保険料の払込期間	払込期間が10年以上で、定期的に払い込みを行うもの (一時払をしたときは対象となりません。)	年金支払期間	次のいずれかであること ①年金支払開始日における年金受取人の年齢が満60歳以上で、かつ、10年以上にわたり定期的に年金の支払いが行われるもの ②年金受取人の生存している期間にわたり、定期的に年金の支払いが行われるもの
年金受取人	年金受取人が「ご契約者本人」または「配偶者」であること						
保険料の払込期間	払込期間が10年以上で、定期的に払い込みを行うもの (一時払をしたときは対象となりません。)						
年金支払期間	次のいずれかであること ①年金支払開始日における年金受取人の年齢が満60歳以上で、かつ、10年以上にわたり定期的に年金の支払いが行われるもの ②年金受取人の生存している期間にわたり、定期的に年金の支払いが行われるもの						
対象保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間（1月～12月）に払い込んだ保険料の合計額（年間正味払込保険料）となります。 						

生命保険料控除の手続き	<p>①当社から「保険料払込証明書」＊①を毎年発行します。</p> <p>②生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。</p> <p>〈給与所得者の方〉</p> <p>●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。</p> <p>〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉</p> <p>●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。</p>																														
生命保険料控除額	<p>●次のとおり年間の所得金額から控除されます。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="420 527 531 572">〈所得税〉</td> <td data-bbox="531 527 960 572">年間正味払込保険料</td> <td data-bbox="960 527 1405 572">控除金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20,000円を超えるとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,000円を超えるとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>80,000円を超えるとき</td> <td>一律 40,000円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="420 729 531 774">〈住民税〉</td> <td data-bbox="531 729 960 774">年間正味払込保険料</td> <td data-bbox="960 729 1405 774">控除金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,000円を超えるとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,000円を超えるとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,000円を超えるとき</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </table> <p>●「一般生命保険料」、「介護医療保険料」および「個人年金保険料」がある場合には、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。</p>	〈所得税〉	年間正味払込保険料	控除金額		20,000円以下のとき	全額		20,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円		40,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円		80,000円を超えるとき	一律 40,000円	〈住民税〉	年間正味払込保険料	控除金額		12,000円以下のとき	全額		12,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円		32,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円		56,000円を超えるとき	一律 28,000円
〈所得税〉	年間正味払込保険料	控除金額																													
	20,000円以下のとき	全額																													
	20,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円																													
	40,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円																													
	80,000円を超えるとき	一律 40,000円																													
〈住民税〉	年間正味払込保険料	控除金額																													
	12,000円以下のとき	全額																													
	12,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円																													
	32,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円																													
	56,000円を超えるとき	一律 28,000円																													

*①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、ご契約者さま専用サイト「マイページ」または、最寄りの郵便局（簡易郵便局は除きます）にて手続きください。また、保険料払込証明書は「マイページ」および「マイナポータル」から電子発行することも可能です。
 「マイページ」のご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。
 マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>
 保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>

2 年金などの税法上の取り扱い

年金にかかる税金は、ご契約者・受取人(=被保険者)の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 年金の課税の取り扱い

- ご契約者と年金受取人が同一人のときは、所得税(雑所得)の取り扱いとなります。
- 年金の繰上支払を行ったときは、所得税(雑所得)の取り扱いとなります。
- 「被保険者の死亡による年金の一括支払」により年金を一括で受け取ったときは、相続税の取り扱いとなります。
- 毎年受け取る年金の年額から、その年額に対する必要経費の額を差し引いた金額が25万円以上のときは、その差し引いた後の金額が源泉徴収の対象となります。このときは、源泉徴収額を差し引いた上で、年金を支払います。

(2) 死亡返戻金の課税の取り扱い

- 死亡返戻金は、被保険者(長寿支援保険では保険料負担者であるご契約者と同一人)が死亡されたことにより、ご契約者の相続人が死亡返戻金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。

3 入院保険金などの税法上の取り扱い

次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計と一緒にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金

⚠ ご注意

- 2013年1月1日から2037年12月31までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2022年6月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性があります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。